

## 『フードシステム研究』投稿規程

『フードシステム研究』への投稿原稿は、以下に示す規程によって執筆することとする。

### (投稿者の資格)

1. 原稿の筆頭著者および責任著者は、本学会の会員でなければならない。ただし、編集委員会が特に認めた場合はこの限りではない。
2. 責任著者（コレスポンディングオーサー）は、原稿の投稿から論文掲載後に至るまで、原稿に対する最終的な責任を代表して負うものとし、編集委員会および読者等への連絡窓口として対応する。また、研究倫理を遵守し、投稿内容に不正がないことを保証するとともに、論文の内容について全著者の同意を確認し、その合意を保証する役割を担う。ただし、論文の内容に関する責任は全著者に帰属するものとする。

### (原稿種別)

3. 原稿の種別は、投稿論文、研究ノート、総説、報告論文とする。なお、種別ごとの条件については、以下の通りである。

#### (1) 投稿論文

下記の条件を全て満たすもの。

- (ア) 当該研究に関する先行研究の整理と論及を行い、それを踏まえた明確な問題提起や課題設定がなされているもの。
- (イ) 理論や分析視点・手法などに新規性、独創性が認められるもの。
- (ウ) 合理的な結論を導出し、フードシステム研究に関する既存の重要知見を覆すか、もしくは新知見を付加・補強するもの。

#### (2) 研究ノート

当該研究における網羅的な結論を導出するには至らないものの、限定された部分においてフードシステム研究に新たな知見を付加または補強し、課題の設定、研究方法（調査対象、使用データ、分析手法等）の少なくともいずれかに新規性もしくは独創性があるもの。

#### (3) 総説

フードシステムに関連する政策や産業、既存研究等に焦点をあて、文献等や関連資料等に基づき現状や動向、将来展望等についてまとめたもの。

#### (4) 報告論文

学会報告の内容に基づき、限られた紙幅のなかで研究論文としての体裁が整った速報性の観点が重要視されるもの。なお、報告論文については、別途規程を定める。

(執筆要領)

4. 原稿の様式は、A4用紙(縦置き横書き)にタイトル、英文タイトルおよび英文サマリーをおき、以下本文1行22文字、1ページ42行で二段組みを原則とすること。様式については、学会ホームページ上の論文原稿様式を参照すること。原稿は、横書き、新仮名使いによって書くこと。図、表は、最小限に圧縮し、それぞれに一連番号をつけ(図1、表1、表2等)本文末尾におき、可能な限り完全な版下の状態で提出すること。また、Wordで提出すること。
5. 原稿分量は、初回投稿の時点で前項の様式で図表を含め原則12ページ(英文論文の場合は14ページ)以内とする。ただし、3ページまでは超過を認める。
6. 原稿には、キーワードを含めた300単語(単語には、ピリオド、コンマを含む)以内の英文サマリー及びその800字以内の和文サマリーをつけること。なお、和文サマリーはページ数にカウントしない。英文サマリーおよび英文原稿はネイティブ・スピーカーによるチェックを受ける必要がある。英文サマリーは採択時に、英文原稿は投稿時にチェック者によるサイン付き証明書(任意様式)を添付しなければならない。ただし、英文サマリーおよび英文原稿は必要に応じて編集委員会で修正することができる。
7. 構成は、節(1. 2. . .)、小節(1) 2) . .)の順の区分を原則とし、註は文末に(註1)(註2)と付記し、末尾にまとめること。
8. 句読点はテンとマル、数値の単位は%、kgなどの略号、数字は1億2,345万などと表す。また、ブラインド審査のため、拙稿等の投稿者名がわかるような表記は避けること。
9. 引用文献は、編集委員会が示す書式見本の通りとする。

(原稿の提出先)

10. 原稿は、本学会ホームページに示す方法により提出すること。原稿提出後の差し替えには応じない。なお、著しく体裁の外れた原稿、投稿時に学会費の支払がされていない場合には、投稿を受け付けない。
11. 審査は、原則として独立した2名の審査員によるダブル・ブラインドで行い、最終的な採否は編集委員会で決定する。

(原稿の採否)

12. 提出原稿の取扱や審査結果に不満のある場合は、編集委員会に対しその旨を文書で提出すること。なお、審査の過程で、原稿の提出が一定期間以上遅れた場合は取り下げたとみなす。

(審査料)

13. 依頼論文、大会シンポジウム、セッション報告を除き、投稿された原稿については、投稿に際し、審査料として1論文につき5,000円を、学会が別途指定する振込先へ納入する。

(投稿期日)

14. 投稿期日は特に定めず、常時受付けるものとする。

(著作権)

15. 会誌採録原稿は、著作権の行使（電子化での公開を含む）を学会に委任するものとする。なお、本規程は創刊号に遡って適用する。

(研究倫理)

16. 原稿は未公開のものとする。ただし、未公開であっても、投稿時点で公開を前提とした審査の途上にある原稿は投稿を受け付けない（二重投稿・自己剽窃の禁止）。
17. 原稿の著者は、当該研究および原稿作成に寄与した者とする。
18. 倫理審査については、著者のいずれかが所属する機関の規程に従うものとする。なお、倫理審査委員会等の審査を受け、承認を得られた場合は、原稿にその旨を明記すること。ただし、投稿段階の原稿に記載する場合は、倫理審査委員会等の正式名称は伏せて記載するものとする。

(付記)

1. 本規程の改正に当たっては理事会の承認を得なければならない。
2. 本規程は、1994年5月21日より実施する。

1997年6月14日改正

1999年6月19日改正

2000年6月17日改正

2001年6月16日改正

2002年6月15日改正

2004年6月19日改正

2005年6月18日改正

2006年6月17日改正

2009年6月20日改正

2015年5月30日改正

2016年12月3日改正

2020年6月19日改正

2021年2月27日改正

2022年2月28日改正

2025年3月15日改正